

社協だより

編集：社会福祉法人
 赤穂市社会福祉協議会
 (ボランティアセンター)
 赤穂市中広267
 (赤穂市総合福祉会館内)
 TEL 42・1397
 FAX 45・2444
<http://ako-shakyo.jp/>

災害ボランティアセンター開設訓練実施!

2月16日(日)総合福祉会館において、総勢97名の方に参加していただき、災害ボランティアセンター開設訓練を実施しました。

内容は、下記のとおり災害ボランティアセンター一連の流れを継続して行う実践的な訓練を行いました。また、南海トラフ巨大地震に備えての注意点や赤穂市の災害への取り組みについての研修を行いました。

今回新たに出てきた課題の解決に向けて検討をすすめ、非常時に円滑に活動が行えるよう、今後も取り組んでいきます。

● 災害ボランティアセンターの流れ



① ボランティア受付

登録カードを記入し、ボランティアの登録を行います。



② オリエンテーション

活動についての注意点を説明します。



③ マッチング

被災者から出されているニーズと活動を行うボランティアの調整を行い、グループを作ります。グループができると、活動内容の説明を行います。



⑤ 活動報告

活動が終わるとセンターへ戻ります。そこで本日の活動内容の終了・継続の報告を受けます。



活動先へ

活動は基本的には何人かのグループで行い、その中のリーダーの指示に従い、活動を行います。



④ 送り出し

活動先へは徒歩で向かう場合と車での送迎で向かう場合があります。

の 参 加 者 感 想

- ・準備、心構えの重要性を再認識した。知人、家族と共有したい。(参加者男性)
- ・日頃はあまり考えないが、災害に対する心構えを持つことが本当に大切だと思いました。(参加者女性)

災害ボランティア登録者募集中!!

赤穂市ボランティアセンターでは、災害時に迅速にボランティア活動を行うことができるように、災害ボランティアの登録を随時行っています。詳しい内容は、社協(ボランティアセンター)まで。

心配ごと相談所のご案内

(3月12日～4月16日まで)

心配ごと相談所は、日常生活で困っていること、悩んでいることについて誰でも相談できる場所です。

相談内容が外部に漏れることは一切ありませんので、安心してご相談ください。

4月から弁護士相談日時が変更になります!

《変更前》 毎月第3木曜日 午前8時30分～正午



《変更後》 毎月第3水曜日 午後1時～5時



【一般相談】

3月12日(水)、3月26日(水)、4月2日(水)、
4月9日(水) ※いずれも午後1時～5時

【弁護士相談】

3月20日(木) 午前8時30分～正午(要予約)
4月16日(水) 午後1時～5時(要予約)

【カウンセラーによるこころの相談】

3月26日(水)、4月2日(水)
※いずれも午後1時～5時(要予約)

相談のご予約・お問い合わせは社協まで。
※弁護士相談・こころの相談は予約が必要です。
ご注意ください。

歳末たすけあい友愛訪問

14地域の自治会・女性会・まちづくり連絡(推進)協議会が中心となって歳末たすけあい運動の一環として、ひとり暮らし老人・高齢者世帯2,119人を対象に、友愛訪問を行いました。

それぞれの地域で工夫を凝らして行われ、住民のつながりの輪が広がりました。



あなたのやさしさを善意の窓口へ

善意銀行だより

あたたかい善意をありがとうございました

預託状況(2月1日～2月28日受付分)



●委任預託

〈敬称略〉

住所	預託者	金額	預託内容
加里屋 鍋谷 晴紀	50,000	亡父(榮一)満中陰志	
上飯屋南 匿 名	5,000	車椅子借用御礼	
加里屋 木待 貞子	100,000	亡長男(和也)満中陰志	
有年原 匿 名	3,000	車椅子借用御礼	
上郡町 三上 芳範	10,000	福祉のために	
加里屋 平治 孝允	100,000	亡義叔母(中川いく子)満中陰志	

◎善意銀行受付窓口・・・赤穂市社会福祉協議会◎

賛助会費 ありがとうございます〈敬称略〉

【個人】 粟井 鐵芳

福祉の拠点をみんなで支えてください。

・一般会員 1口 500円・賛助会員 1口 2,000円・法人会員 1口 5,000円

ボランティア・市民活動災害共済(市民活動災害共済プラン)のご案内

この共済(保険)は、加入されたボランティアの方が自発的な意思に基づき、日本国内において他人や地域社会に貢献するなど、社会的に意義があるボランティア活動中(往復途上を含む)の万が一の事故に備えるものです。

●加入対象者 ボランティア活動者(加入は個人単位)

●掛金 1名につき500円

●お支払いの対象

- ・ボランティア活動中の事故、活動場所への往復途上やボランティアの学習会、活動の企画・運営会議への参加等
- ・防災訓練や災害地でのボランティア活動(但し、地震などの天災に起因する傷害事故および賠償事故は補償対象外)

●補償内容

〈傷害補償〉▷死亡=2,200万円

▷後遺障害=程度に応じて死亡保険の100%～42%

▷入院=日額8,000円(180日限度)

▷通院=日額4,600円(90日限度)

▷手術=入院中に受けた場合…(入院保険日額)×

10 それ以外の場合…(入院保険日額)×5

▷特定感染症葬祭費用=300万円限度

〈賠償責任補償〉

▷5億円(限度額=対人・対物共通)免責金額なし

〈死亡見舞金〉▷10万円

●補償期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日までの1年間

●加入手続き ▷社協受付日の翌日から補償されます。
▷4月1日からの補償を希望される場合は、3月31日(月)までに申し込みをお願いします。

※その他にも下記の保険の加入受付を行っています。

・ボランティア活動等行幸用保険→1日だけの行事や宿泊を伴う行事を行う際の補償に便利です。

・ボランティア・市民活動災害共済(天災危険補償プラン)→活動中の天災(地震など)によるケガも補償します。